特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
36	災害弔慰金の支給等に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、災害弔慰金の支給等に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

港区長

公表日

令和8年10月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務
②事務の概要	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務で、それらの申請の受理や審査を行う。また、サービス検索・電子申請機能を利用し、申請を受領する。
③システムの名称	①中間サーバー、②システム共通基盤、③中間サーバー連携システム、④サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
①災害弔慰金ファイル、②災害障害見舞金ファイル、③災害援護資金貸付ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第82の2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1　番号法第19条第8号 2　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第108項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉支援部　保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒105-8511東京都港区芝公園1-5-25　3階　保健福祉支援部保健福祉課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	港区保健福祉支援部保健福祉課管理係　03-3578-2374

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　1,000人未満（任意実施）　］	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　500人未満　］	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		［　発生なし　］	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	過去の漏えい等事案を踏まえた、再犯防止策を実施している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手による入力・確認作業において、二重チェック体制を導入しており、申請書受理時には複数名での番号確認を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年6月19日	Ⅰ関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第82の2項（令和6年5月施行予定）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第82の2項	事後	番号法改正のため
令和8年6月19日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	2　（仮称）番号法主務省令（令和6年5月施行予定）	2　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第108項	事後	番号法改正のため
令和8年10月1日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務で、それらの申請の受理や審査を行う。	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務で、それらの申請の受理や審査を行う。また、サービス検索・電子申請機能を利用し、申請を受領する。	事前	次期オンライン申請サービスの本番運用に伴う特定個人情報保護評価（PIA）の見直しのため
令和8年10月1日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	①中間サーバー、②システム共通基盤、③中間サーバー連携システム	①中間サーバー、②システム共通基盤、③中間サーバー連携システム、④サービス検索・電子申請機能	事前	次期オンライン申請サービスの本番運用に伴う特定個人情報保護評価（PIA）の見直しのため